

調査事業に係る事後評価

総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

合併時から懸案となっていた地域の公共交通の問題点や課題について、住民代表・路線バス等運行事業者などと協議を重ねた上、法定協議会を設立開催し、把握した問題点や課題から地域公共交通に関する目標を設定、目標達成のための具体的な事業を検討すると共に、連携計画策定に向けた必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、住民等地域関係者の合意形成を図った。

連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

日高川町内の地勢や道路状況、地域別の住民年齢分布、自家用車の保有状況、医療機関や学校など公共施設等の配置、隣接市町への通学実態、現行のバス利用実態などのデータを整理すると共に、住民の公共交通サービスに対するアンケート調査、山間部におけるタクシーの利用実態など地域における公共交通の問題点や課題について幅広く把握した。

当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

合併前の旧町村当時から取り組まれてきた保育所や小中学校の統廃合、新たな団地などの状況も踏まえながら、スクールバスも含め、公共交通の問題点や課題を整理した。

2 地域公共交通に関する目標の設定

地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

町域が広大で山間地における狭く曲折した道路事情のなかで集落間や隣接市町までの移動距離が遠い本町では、自家用車が主な移動手段となっているが、現行のバス利用者は交通弱者である子供や高齢者による隣接市町等への通学・通院などが主であることから、通学者である高校生とその保護者、地域住民などに対し調査を実施し、利用者ニーズを把握した上、住民の暮らしに活かせるよう目標を設定している。

上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

利用者や住民ニーズ調査の結果や各地域の代表である区長会との協議結果や現行の過疎地域自立促進計画、平成20年3月策定の長期総合計画の内容を踏まえた上、地域公共交通に関する目標を設定している。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。
また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

通学・通院者などへのサービスを向上させるため、路線バスの運行時間や便数などを再編し、それに基づき大型の路線バスと小回りのきく小型のコミュニティバスが連携する実証運行の取組事業案を選定している。また、利用者の利便性向上と利用者増を図るため、複数のバスの接続改善に伴うバス停の増設や待合所の新設、利用促進を事業案として選定している。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

自立性・持続性	
1	事業の実施に向けての準備
	地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。
	交通弱者に配慮した交通手段の確保、住民の暮らしに活かせる公共交通などを目標に定めているが、これら目標を達成するため、路線バスの再編、コミュニティバスとの組み合わせと実証運行、公共交通間の接続改善などを取組事業として選定しており、これらの具体的内容やスケジュールを検討するため、法定協議会に幹事会を設置し協議、検討すると共に、受益者である地域住民代表の地域区長会(3区長会)をそれぞれ開催した。
	事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。
	コミュニティバスの実証運行に係る実態把握としては、各路線・各便の乗降調査を行うと共に、地域住民や利用者からの意見集約として各待合所に意見箱を設置、また定期的に利用者に対するアンケート調査を実施し、事業の効果等を把握することが合意されている。実績分析・評価については、協議会委員の学識経験者(環境都市工学科准教授)の指導を受け行うことを考えている。
	事業の実施主体が検討されたか。
	事業は日高川町が責任を持って実施することを幹事会で確認し、コミュニティバスの実証運行の実施主体については、町内における各交通事業者から意見等を聴取した上、入札により業者を決定した。
2	事業の実施環境
	実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。
	平成20年度におけるコミュニティバスの実証運行、利用促進などの事業実施にあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、日高川町からの財政支出によることが協議会で合意されており、日高川町の平成20年6月議会において予算化した。
	住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。
	総合事業(計画事業)によるコミュニティバスの実証運行の終了後も運行可能とするためには、地域住民の積極的な利用が不可欠であり、これには住民自身が自分たちのバスであるということを認識する必要があるとあり、各地区区長会などで利用促進を呼びかけている。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成	
1	協議会における審議体制等
	協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。
	協議会における審議事項を明確に定めていないが、協議会の設置目的(協議会規約)である地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項と連携計画の策定、連携計画の実施に係る連絡調整など必要事項が審議事項であり、協議会の審議事項は協議会内部の幹事会において協議が重ねられた上、協議会で審議される。
	協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)
	法定協議会の構成員27名中、11名が地域区長会会長や民生児童委員協議会会長、老人クラブ連合会代表、通学高校生の保護者など地域住民代表であると共に、これら住民代表で構成する幹事会において審議した住民アンケート調査を実施。結果は法定協議会で説明しており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みとなっている。
2	協議会における審議
	調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。
	法定協議会を設置する以前から住民代表などで協議されてきた地域公共交通の問題点や課題について、法定協議会に引き継ぎ、より具体的に調査事業としてアンケート調査などを実施の上、審議がなされ、連携計画が策定された。協議会設立から計画策定まで短期間であったものの、この間には幹事会2回、地域区長会4回なども開催し、住民の意向を計画に反映するよう協議した上で協議会で審議されており、法定協議会が適切に開催されたものと考えている。
	協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。
	法定協議会の議事の傍聴は、原則可能であり、情報の開示はなされている。
3	地域関係者の実質的な合意形成
	地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。
	法定協議会の構成員の4割が住民代表であること、この住民代表で幹事会を構成し協議会の審議事項を事前に協議検討していること、更に地域区長など多くの住民代表とも協議していること、計画事業の実施に必要な費用は国費のほか日高川町から財政支出されることから議会においても審議されていることなど、地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたと言える。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。